

2026年 6月10日

お取引先 各位

大豊建設株式会社

工事代金の支払方法等の変更について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2026年1月に改訂された建設業法令遵守ガイドライン(第12版)及び2026年1月1日に施行された中小受託取引適正化法(取適法)の趣旨に則り、当社では下請事業者だけでなく中小受託事業者等、サプライチェーン全体に配慮するため、下記のとおり工事代金の支払方法を変更いたします。

敬具

記

変更時期 2026年6月請求分より

変更内容 手形発行最低額 (変更前) 50万円以上(50万円未満は現金払)
(変更後) 1,000万円以上(1,000万円未満は現金払)
支払基準、サイト等に変更なし

委託契約業者 (変更前) 翌々月5日現金払
(変更後) 翌月15日現金払

振込手数料 (変更前) 原則業者負担
(変更後) 全額当社負担

その他 新規契約のほか、現在契約中のお支払いについても変更いたします。
なお、支払条件の変更について、本文書をもって通知させていただき、変更契約は行いませんので、ご了承願います。
変更内容につきましては、支払通知書に記載しておりますのでご確認願います。
委託契約業者とは、設計、図面作成、ガードマン、家屋調査、測量、残土運搬、産廃処分、美装など建設業法の対象とならない役務提供委託業務関連企業様です。
その他、お問合せ等ございましたら、弊社担当者までご連絡願います。

以上